

3 分野別計画

政策 I

人と豊かな環境が共生するまち



施策 1 水俣病問題の解決に向けて

環境汚染に起因する水俣病は、生態系の破壊や健康被害のみならず、差別・偏見、地域社会の崩壊など、自然と人との関係、人と人との関係に様々な影響、被害を及ぼした。

公式確認から半世紀以上経過している水俣病問題はいまだ全面解決には至っていない実情があり、継続した取り組みが求められている。

世界で類例を見ない公害である水俣病の発生により被害を受けた人々が、この地域で不安なく暮らしていくことが出来るよう支援策等を充実させるとともに、同様の産業公害がこの地球上で二度と起こることがないように、犠牲になったすべての生命に祈り、またその教訓を発信しながら、本市の地域再生・振興を推進することで、水俣病問題の早期解決を後押ししていく。

また、地域社会を再生するため、今後も様々な主体が対話や交流、協働で作業することなどを通じ、「もやい直し^{*}」を更に推進し、水俣再生を進めていく必要がある。

併せて、平成25年（2013年）に開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において採択された、水銀による健康被害や環境汚染の防止を目指す「水銀に関する水俣条約」への日本の早期批准に向けた取り組みの実行を、国等関係機関への要望等を通じて働きかけていく。

（1）水俣病被害者の救済支援

■目的

水俣病によって苦しんでいる市民の生活支援を含めた相談対応、要望等の把握、解決に向けた各方面への働きかけを行い、安心して暮らせる社会づくりを進める。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
水俣病相談窓口の設置継続、相談員配置職員数	2箇所・3人	2箇所・3人
水俣病問題対策を不満と思う割合（市民意識調査 [*] ）	19.8%	10%

■現状と課題

水俣病は公式確認から半世紀以上経過しているが、現在でも多くの市民が水俣病の症状を訴え、救済を求めている。平成 21 年 7 月に、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立し、水俣病被害者手帳の交付など、被害者の救済をはじめ、様々な施策が行われている（特別措置法に基づく申請手続きは平成24年7月末日をもって終了）が、今後も、水俣病被害者の高齢化や健康不安等に対応するため、相談事業や福祉事業の継続と一層の拡充が求められている。

■対象

水俣病被害者、水俣病被害者団体

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政：国、熊本県、鹿児島県及び近隣の市町と協力して行う。健康不安等の相談対応と併せて要望等を把握し、国、熊本県に的確に伝え、適切な支援策の推進及び早期解決が実現するよう働きかけを行う。

^{*}もやい直し：「もやい」とは、船と船をつなぐことや共同でことを行うという意味。ここでは、人と人のつながりを結び直そうという意味で用いる。

^{*}市民意識調査：第5次水俣市総合計画第2期基本計画を策定するにあたり、平成25年度に市民1,000人を対象に行った意識調査

■事業の目標設定

多くの市民が抱える健康不安等に対し、水俣病相談窓口の開設、相談員配置の維持継続に努め、今後もきめ細やかな対応を続けていく。

また、被害者の高齢化に伴う健康福祉分野における支援はもちろん、自然環境の保全再生、地域経済の振興等、水俣病被害者、団体等の要望等を把握し、国県はじめ各方面に確実に伝えていくとともに、市としても早期解決に向けた要望・陳情等の働きかけを継続していく。

上記の取り組みを行うことにより、市民意識調査における「水俣病問題対策を不満」とする市民の割合を減少させ、平成 29 年度時点の目標値を 10.0%と設定する。

■主な事業

- ・水俣病相談窓口の開設、相談員配置の維持継続
- ・水俣病被害者の救済に関する国・県、関係機関への働きかけや要望活動

(2) 水俣病犠牲者の慰霊

■目的

水俣病で犠牲になった全ての生命の慰霊を行うとともに、二度と水俣病のような悲惨な公害が発生しないように警鐘を鳴らしながら、地域の再生を願う。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
水俣病犠牲者慰霊式への参加者数	750人	700人
火のまつりへの参加者数	300人	500人

■現状と課題

「水俣病犠牲者慰霊式」は水俣病の公式確認日である5月1日に、水俣湾埋立地の「水俣病慰霊の碑」前で実施され、水俣病患者・遺族をはじめ、政府代表、熊本県知事、近隣市町の首長、地域住民及び原因企業が、水俣病犠牲者に祈りを捧げる。また、9月には、市民が中心となって水俣病で犠牲になったすべての生命に祈りを捧げ、地域再生の誓いを炎に託す「火のまつり」を実施している。両事業の実施により、多くの人々が水俣病に対する認識を深め、水俣病の経験から得た教訓と地域再生への想いを共有していくことが重要である。

■対象

水俣病被害者、遺族、水俣病被害者団体、市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：慰霊式、火のまつりともに実行委員会を組織し、実施内容を検討・決定する。火のまつりについては事業の運営も行う。

行政：事業費の支出、運営支援



水俣病犠牲者慰霊式

■事業の目標設定

水俣病被害者と遺族の高齢化が進み、会場に出向き参列することが困難な状況も出てきているため、水俣病犠牲者慰霊式の参加者数を700人と設定する。

火のまつりについては、平成24年度は天候不良のため参加者が300人と少なかったが、例年約500人の参加があるため、目標値も500人と設定する。

■主な事業

- ・水俣病犠牲者慰霊式開催事業
- ・火のまつり開催事業

(3) 水俣湾埋立地の安全対策

■目的

水俣湾埋立地の工事完了から20年以上が経過している。護岸の耐用年数は50年程度といわれており、今後、護岸の腐食をはじめ、被覆シートの劣化に伴う破断や地震等破損による水銀へドロ漏出防止等の安全対策への働きかけを行っていく。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
熊本県に対する要望活動	——	水俣・芦北地域振興計画への掲載

■現状と課題

熊本県は、昭和51年（1976年）から平成2年（1990年）にかけて、水俣湾内の総水銀濃度25ppm*以上の汚泥を浚渫し埋め立てを行った。埋立地の護岸の耐用年数は50年程度といわれており、事業完了から既に20年以上が経過している。したがって、今後、護岸の腐食をはじめ、被覆シートの劣化に伴う破断、災害等に対する安全対策が必要となってくる。

■対象

水俣湾埋立地

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政：市は熊本県及び国が責任を持って安全対策を講じるよう要望や働きかけを行う。

■事業の目標設定

水俣湾埋立地・親水護岸の維持管理や対策は、基本的には熊本県において行われるものであるため、今後も熊本県に対して要望等の働きかけを行う。

具体的には、水俣湾周辺の魚介類の水銀調査の年1回以上の実施や平成21年1月に設置された「水俣湾公害防止事業埋立地護岸耐震及び老朽化対策検討委員会」における、恒久的な安全対策の取りまとめ及び適正な実施等を求める。

■主な事業

熊本県による水俣湾埋立地の定期点検継続等安全対策の実施に関する要望・働きかけ

*100万分のいくらかであるかという割合を示す単位。ここでは水溶液中の濃度について、1kg=10、1mg=1/100万kgから、mg/l=ppmとなる。

施策2 「環境モデル都市」の推進

本市は、水俣病の経験と教訓を活かすため、平成4年に「環境モデル都市づくり宣言」を行い、市民協働で環境モデル都市づくりに取り組んできた。また、平成20年に、国の「環境モデル都市」に選定されたことに伴い、地球温暖化の防止に向けた低炭素社会づくりにも併せて取り組み、全国のモデルとなる環境モデル都市づくりの取り組みを推進する。

(1) ゼロ・ウェイスト（ごみゼロ）の推進 **重点事業**

■目的

平成21年11月に宣言した「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」*に基づき、市民や他の自治体等と連携しながら、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、将来的にごみ処理を焼却や埋立に頼らないよう、ごみの減量を目指す。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市民1人1日あたりのごみ排出量	800g/人・日	716g/人・日
市報におけるごみ減量情報提供回数	4回	4回
マイバッグ持参率	90.6%	90%以上
ごみゼロ推進活動証書*の授与件数	12団体(1,120人)/年	12団体(1,120人)/年

■現状と課題

本市では、持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの高度分別や3Rの実践によるごみの減量に取り組んでいるが、燃やすごみの量が目標年度に対して増加している。加えて、燃やすごみの中には、分別すればリサイクル可能となる資源ごみが、まだ半分近く含まれている。今後、更に分別を徹底し、リデュースやリユースを推進するための取り組みや普及啓発活動を、市民協働で進めていく必要がある。また、現在の分別体系の見直しと併せて、老朽化が進行する中間処理施設の整備についても検討を行う必要がある。

■対象

市民、事業者、行政

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：ごみ分別のルールへの順守、マイバッグ持参、マイカップ・マイボトル・マイ箸の利用等のマイマイ運動の実践

事業者：ごみ分別のルールへの順守、レジ袋等の容器包装を削減する等の取り組み

行政：ごみ分別や3Rに取り組みやすくなるような仕組みの構築、市民や事業者の取り組みの支援、啓発活動



市民によるごみの分別

*ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言：焼却ごみや埋立ごみをなくすことを目標に、埋立場を減らしたり、再資源化率を高めたりする等、具体的施策を推進するため、本市は平成21年11月、市としては全国初となる「ゼロ・ウェイスト宣言」を行った。

*ごみゼロ推進活動証書：水俣市内で、ごみ減量に向けたマイ箸やマイ水筒を携帯する「マイマイ運動」等の活動に取り組む学校及び団体を対象に授与し、ごみの発生抑制やゼロ・ウェイストに向けた取り組みを啓発する。

■事業の目標設定

水俣市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、基準年度に対して一人1日あたりの一般廃棄物の年間排出量を5%削減することを目標とする。そのために、ごみ減量のための情報提供や普及啓発活動等を市民協働で推進していく。

また、レジ袋無料配布の廃止・マイバッグ持参運動によりレジ袋の消費削減を進め、マイバッグの持参率については現状の90%を維持していくことを目標値として設定する。

さらに、水俣市外からの訪問者に対しては、マイ箸やマイ水筒の持参等のマイマイ運動への参加協力を呼びかけ、年間12件程度のごみゼロ推進活動証書の授与を目標値として設定する。

■主な事業

- ・リサイクル推進事業
- ・家庭ごみ減量普及啓発事業
- ・マイバッグやマイ箸の持参等「マイマイ運動」の啓発

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

■目的

持続可能なエネルギーの利用を進めるため、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を積極的に進めて化石燃料からのエネルギー転換を図り、エネルギーの自給率を向上させるとともに、温室効果ガスの排出量を削減することにより、環境モデル都市の実現を目指す。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
太陽光発電システム設置補助件数	延べ274件	4年間で延べ100件
太陽熱利用システム設置補助件数	延べ137件	4年間で延べ80件
公共施設等への再生可能エネルギー新規導入件数及び容量	延べ15件 延べ469.8kw/h	4年間で延べ4件 4年間で延べ40kw/h

■現状と課題

再生可能エネルギーの導入促進を目的として、国による固定価格買取制度が平成24年からスタートしたが、設置コストの高さが導入を妨げる要因となっている。そこで、太陽光発電・太陽熱利用システムを導入する一般家庭への設置補助支援を行い、水俣市内への再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、国や県の動きに対応した、利用しやすい導入促進制度の仕組みづくりが必要である。国や県等の補助制度の活用と併せて、事業所等への導入支援策の検討を行いながら、事業所、公共施設等へも再生可能エネルギーの導入を推進していく必要がある。

■対象

市民、事業所、行政

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：太陽光発電・太陽熱利用システムの設置

事業者：太陽光発電・太陽熱利用システム等、再生可能エネルギーシステムの設置

行政：太陽光発電・太陽熱利用システムの設置補助事業の運営、市民への啓発活動・情報提供、公共施設等への再生可能エネルギーの導入支援検討

■事業の目標設定

第2期基本計画期間における市内一般家庭への太陽光発電システム補助件数を100件、太陽熱利用システム補助件数を80件と設定する。

また、同様に計画期間における自治会所有の集会所や防災拠点などを含む公共施設等への再生可能エネルギーの導入件数及び容量を4件、40kw/hとし、二酸化炭素排出量を削減することを目指す。

■主な事業

- ・家庭への再生可能エネルギーシステムの設置推進
- ・公共施設等への再生可能エネルギーシステムの導入推進

(3) 地域丸ごと環境ISOの推進

■目的

省エネ・省資源、リサイクルをはじめとした環境に配慮したライフスタイルの実践により、家庭や事業所などで温室効果ガスの排出削減に努め、市全体で環境ISO*に基づく取り組みを推進するとともに、その成果を集約する仕組みを構築し、市全体での温室効果ガスの排出削減を目指す。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
家庭版環境ISO取組登録世帯数	1,576世帯	2,000世帯
事業所版環境ISO登録事業所数	0事業所	60事業所
学校版環境ISOの普及率	100%	100%
公共施設における二酸化炭素排出量	5,408.6 t	5,223.6 t

■現状と課題

持続可能な地域社会の構築に向けて、ライフスタイルや行動を見直し、環境への負荷（影響）を低減していくために、本市では多様なオリジナルの環境ISOを実施し、省エネ・省資源の取り組みが定着してきている。今後もその取り組みを進め、省エネ・省資源の意識の改善やライフスタイルの見直しを図っていくとともに、環境ISOの実践による温室効果ガスの排出削減量を集約し、市全体での更なる削減に取り組んでいく。

■対象

市民、事業者、行政

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：家庭版環境ISOの取り組みへの参加

事業者：事業所版環境ISOの取り組みへの参加

行政：水俣市役所環境ISOの実践、地域丸ごと環境ISOの推進、環境ISOの実践による温室効果ガス排出削減量の集約・排出削減の推進

■事業の目標設定

家庭・事業所・学校等における環境ISOの取り組み件数や普及率、公共施設についてはISOの実施効果として、二酸化炭素排出量の削減目標値を設定した。

■主な事業

- ・家庭版環境ISO推進事業
- ・事業所版環境ISO推進事業
- ・学校版環境ISO推進事業
- ・水俣市役所環境ISO推進事業
- ・エコハウスの普及と啓発



小学校におけるごみの分別

*本市における環境ISOは、PDCAサイクル（計画・実行・評価・見直し）による環境管理システムを活用し、環境に配慮した事業活動や教育活動を行ったり、日常生活を送ったりする者を市が独自に認定する。

（４）市民協働による環境モデル都市づくりの推進

■目的

環境モデル都市推進委員会や円卓会議等を活用し、環境施策を市民協働で着実に実施していくとともに、市民協働の取り組みに関する普及啓発活動を併せて行い、環境モデル都市づくりの更なる推進を図る。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
環境モデル都市推進委員会の開催	年間 6 回開催	年間 6 回開催
周知啓発活動の実施	1 回/ 2 か月	1 回/ 2 か月
環境モデル都市フェスタの開催	1 回/ 2 年	1 回/ 2 年

■現状と課題

環境モデル都市づくりを市民協働で推進していくために、「環境モデル都市推進委員会」を設置し、その実働組織として、テーマに応じた「円卓会議」を設置している。この仕組みを活用しながら、市民協働による環境モデル都市づくりの更なる推進を図るとともに、その取り組みをPRし、市内外への環境モデル都市づくりの普及啓発を併せて行っていく必要がある。

■対象

市民、事業者、行政

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：環境モデル都市推進委員会及び円卓会議等への参加、環境にやさしい暮らしの実践、周知啓発活動の実施・協力

事業者：環境モデル都市推進委員会及び円卓会議等への参加、環境にやさしい事業活動の実践、周知啓発活動の実施・協力

行政：環境モデル都市推進委員会及び円卓会議の運営、市民協働による取り組みの周知啓発活動の実施

■事業の目標設定

環境モデル都市の実現に向け、市民協働組織である環境モデル都市推進委員会を定期的に開催（年間6回）するとともに、市報やイベント等による周知啓発活動を実施することとし、それぞれ2か月に1回、2年に1回程度のイベント開催を目標とする。また、市民協働の取り組みの周知啓発活動を行う。

■主な事業

- ・環境モデル都市推進委員会や円卓会議等による市民協働の取り組み推進
- ・市民協働による普及啓発活動の実施



ゼロ・ウェイスト円卓会議

施策3 豊かな自然を大切にすまちづくり

本市は、豊かな自然に恵まれ、人々は、海、山、川の恵みを享受し暮らしを営んできた。この恵まれた自然環境を守り、次世代に引き継ぐため、また、四季折々の花が咲き、緑豊かで、人々に潤いと安らぎを与える良好な生活環境を築いていくため、住民協働で水源涵養や河川や海岸の清掃活動、自然環境の向上、景観形成等に関する取り組みを進める。

(1) 自然環境の保全

■目的

市民の主体的な環境保全活動によって、水俣の海・山・川などの自然環境を守っていく。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
環境月間清掃活動拠点数	80箇所	80箇所
海と川のクリーンアップ作戦実施箇所数・参加者数	11箇所・918人	14箇所・1,100人
海と川の水質検査実施回数	6回/年	6回/年
ばい煙測定事業所数	2事業所/年	2事業所/年
豊かな森づくり活動数	1活動	1活動
生物多様性保全のための活動	——	1活動/年

■現状と課題

ごみの不法投棄については、不法投棄禁止看板の設置及び継続的な不法投棄パトロールを実施しているにも関わらず、海岸部や山間部の道路沿いに数多く見られる。現在、「環境月間清掃活動」と「海と川のクリーンアップ作戦」を実施し、毎年多くの市民が参加しているが、川の清掃場所をもっと増やすべきとの意見もある。

また、産業廃棄物処分場の建設阻止運動においてクマタカの生態調査が大きな役割を果たしたが、この経験が環境保全策に活用されていない。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：環境月間清掃活動（6月）及び「海と川のクリーンアップ作戦」への参加

行政：ごみの不法投棄の継続的な監視及び啓発、「海と川のクリーンアップ作戦」の実施、クマタカ等の猛禽類等生態調査等を活用した生物多様性保全のための施策の検討。

■事業の目標設定

環境保全活動のうち、「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」については、新たな実施場所を含め、市民が参加しやすい方策を検討し、参加者数の増加を目指す。環境調査については、水質検査、ばい煙濃度測定等により継続的な監視を行う。生物多様性の保全については、既存の調査の活用等により現状把握を行ったうえ、どのような活動ができるか検討を行う。

■主な事業

- ・環境保全活動の実施
- ・環境調査の実施
- ・豊かな森づくりの推進
- ・生物多様性の保全

(2) 水源のかん養機能の向上

■目的

健全な水循環機能を維持・増進するために、水俣川上流域と下流域が連携し、水源かん養機能*の向上を図ることで、清浄な飲料水を安心して飲用できるようにするとともに、水質監視の強化により、将来にわたり、安全でおいしい水の供給に努める。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
愛林館における森づくり活動参加者数	1,400人（累計）	1,600人（累計）
水源の保全・保護に関する啓発活動	1回/年	1回/年
簡易水道・飲料水供給施設連絡会議の実施	1回/年	1回/年

■現状と課題

将来的に清浄・豊富で安全な水が供給されるために、水源地の水質保全を図るとともに、毎年水質検査計画を見直し、水質監視を強化することが求められる。

また、簡易水道等を含め地震や異常湧水等の災害に備える観点からも、水源かん養機能を向上させる必要がある。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：水俣川上流地域の住民とその他の地域の住民が共通認識をもち、協力して実施する。

行政：広報活動の実施、簡易水道等に対する指導監督の実施

■事業の目標設定

住民に水資源の有限性を認識し大切に利用してもらうために、「水道月間」である6月に広報活動を行う。地域住民により管理されている簡易水道等については、水源等の保全に必要な事項について水俣保健所等と協力して指導監督を実施する。愛林館における水源部の間伐・植林活動を推進する。

■主な事業

- ・水源の保全・保護
- ・水源かん養機能の向上推進事業



水源地に対する巡回指導

*森林の土壌が雨水を貯えて河川に流れ込む水の量を安定させ、洪水や湧水になるのを防ぎ、また、その過程で水質を浄化する働き

(3) 公共用水域の水質保全

■目的

健全な水循環の保全と水環境の整備、公衆衛生の向上及び居住環境の改善を図る。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
汚水処理人口普及率*	64.25%	68.40%

■現状と課題

汚水分の公共下水道管路については、認可区域の約90%の整備がなされている。

今後も、下水道接続の推進を行っていくが、近年の人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ全体計画の見直しを行い計画区域の縮小を計画していることから、計画区域外への合併浄化槽設置を促進する必要がある。

また、終末処理場等施設の老朽化に伴う更新工事が必要とされる。

■対象

市民、下水道施設

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民（事業所、地域、団体を含む）：下水道への接続、合併処理浄化槽設置への転換

行政：下水道への接続推進・合併処理浄化槽設置の推進、下水道施設等の適切な改築更新

■事業の目標設定

河川に流れてくる一般家庭、事業所からの排水の浄化を推進していくため、汚水処理人口普及率を平成29年度までに68.40%を目指す

公共下水道処理区域については、水洗化促進を図り、区域外については合併処理浄化槽の普及を図る。

■主な事業

- ・下水道への接続推進
- ・合併処理浄化槽設置への転換推進
- ・施設の長寿命化計画を基にした効率的な改築更新による維持管理保全事業



水俣川にそそぐ陣内排水路

*「公共下水道処理区域内における人口」及び「公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽設置人口」を総人口（現状値＝現況人口、目標値＝将来人口）の割合で表したものの。

(4) 花と緑のまちづくり **重点事業**

■目的

良好な生活環境の形成とヒートアイランド現象の緩和を目指し、住民主体での花と緑のまちづくりを推進していく。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
「住民のできる公園管理」委託箇所事業	7箇所	11箇所
中尾山コスモス会主催によるコスモス祭り開催数	年1回	年1回
花いっぱい運動の配布団体数	69団体	78団体

■現状と課題

湯の児海岸線や水俣川沿いの桜並木は植樹から40年以上が経過し、樹勢の衰えやシロアリによる被害が深刻であり、再生活動が必要である。

また、地域全体を花と緑のまちにしていくには、各地域や家庭、関係団体による自発的な花いっぱい運動等が重要となるので、それらの活動を支援するとともに、四季を通して花や緑を楽しむことができる基盤となる施設の整備を図る必要がある。

■対象

市民、自治会、団体など

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：公園の維持管理のボランティア活動（アドプト制度*）、桜守会・中尾山コスモス会等を中心とする植樹、管理活動等、花いっぱい運動への参加

行政：桜並木の再生、公園の整備・管理、市民活動の支援

■事業の目標設定

自治会等が中心になって行う「住民のできる公園管理」の定着を図り、委託箇所数の増加を目指す。

また、中尾山コスモス会による、コスモス園整備の成果としてのイベント開催を支援し、市民主体の活動の促進を図るため、今後もコスモス祭りの開催を継続して行うことを目指していく。

さらに、市内一円に花が咲く光景が見えるよう、花いっぱい運動時の配布団体数の増加を目指す。

■主な事業

- ・桜並木再生事業
- ・花いっぱい運動
- ・桜守会、中尾山コスモス会等市民活動の支援
- ・花のまちづくり百景事業
- ・都市公園自然資源リサイクル実証実験事業
- ・中尾山公園水道施設整備事業



花いっぱい運動（花の苗の配布）

*行政が、道路、公園、河川などについて、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。

施策4 環境学習都市づくり

水俣病の経験と教訓を活かした「環境モデル都市づくり」の取り組みの国内外への発信や、海・山・川の自然環境等、水俣地域全体をフィールドとして活用した環境学習を展開し、環境学習都市づくりを推進する。

このことを通じて、自らの暮らしを見つめ、地域社会に根ざし、さらにそこから地球規模の課題に対し、自ら考え行動できる人材を育成することにより、持続可能な社会づくりに貢献するものとする。

(1) 公害・環境学習の拠点づくり **重点事業**

■目的

ここでは、エコパーク水俣一帯を、水俣病を教訓とした公害・環境学習の拠点とし、水俣病の経験を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な資料を収集保存するとともに、水俣病の歴史、水俣病に関する知識、現状、水俣病被害者が受けた差別や痛みなどを紹介することで、水俣病に対する正しい理解を促し、環境を守り、過去から未来に継承することの大切さについて学習する場を提供する。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
水俣病資料館入館者数	40,573人	54,000人
語り部の講話の聴講者数	24,372人	25,000人
ビデオ・DVD貸出数	322本	330本
ホームページアクセス件数	114,565件	120,000件

■現状と課題

水俣病資料館は、平成17年度から、熊本県が小学5年生を対象に実施する「水俣に学ぶ肥後っ子教室」（平成23年まではエコセミナー）の受け入れを行っており、来館者の約6割を小中学生が占めている。しかし、展示内容は文字や新聞記事が中心であり、小中学生には理解しづらいため、大人数の場合には通路に人があふれ、見学も容易でない現状にある。そこで、展示内容を見直し、わかりやすくするとともに、新たな資料の充実、展示場所の拡充や動線の見直しを図り、併せて新たな技術の導入等を検討する必要がある。

また、特に市内在住者の来館者が少ない傾向にあるので、市内在住者が訪れやすくなるような来館を促す工夫が必要である。

未だ払拭されない水俣病に対する差別や偏見をなくしていくために、上記の取り組みと併せて、国や熊本県、関係者と連携し、取り組みを進めていかなければならない。

■対象

来館者、水俣病や環境問題、地域づくり等に関心がある者

■実施主体（市民と行政の役割分担）

水俣病資料館、水俣病資料館語り部の会：隣接する熊本県環境センター、国立水俣病情報センターと連携し、水俣病と環境を学ぶ場を提供する。

■事業の目標設定

市内在住者の来館を促すための広報、小学生の来館が多いので小学生にも理解できる展示と説明を心がけるとともに、水俣病に関する図書資料、パネル、写真などの充実、企画展の実施により、入館者数、講話の聴講者数、ビデオ・DVDの貸出本数、ホームページアクセス件数の増加等を目指し、目標値を設定する。

■主な事業

- ・水俣病教訓発信事業
- ・水俣病関連情報発信事業



水俣病資料館



(2) 公害・環境学習プログラムの充実

■目的

本市は、水俣病の経験と教訓をもとに環境モデル都市づくりを推進しているが、その経験や取り組みを国内外に発信し、普及・拡大させるために、積極的に視察研修の受け入れを行う。また、海・山・川の自然環境等、水俣地域全体をフィールドとして活用した環境学習プログラムを展開し、環境モデル都市づくりを学び伝えていくための“学びの場”や、自らの暮らしを見つめ、地域社会に根ざし、さらにそこから地球規模の課題に対し、自ら考え行動できる“人材育成の場”をつくっていく。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
みなまた環境大学セミナー（開催及び受講者数）	54人/年	68人/年
環境モデル都市市民講座（開催及び参加者数）	4回/年 35人/年	6回/年 60人/年
視察研修の実施受入れ（団体数及び人数：環境モデル都市推進課対応分）	46団体 614人	50団体 700人

■現状と課題

本市は、水俣病の経験と教訓を活かした取り組みを学び伝える環境学習都市を目指しており、これまで各種セミナー、研修、講座等の実施により、国内外から多くの視察研修を受け入れている。環境教育旅行や研修については民間団体においても受け入れやプログラムの実施、誘致活動等が行われており、互いに協働しながら推進できている。

なお、みなまた環境大学*セミナーにおいては、各プログラム実施団体の活動が更に広がるよう図っていく必要がある。

今後も、新たな環境学習拠点との連携や、参加者の多様なニーズを把握しながら各種環境学習プログラムの充実を図ることにより、本市の目指す環境学習都市の推進を図る必要がある。

■対象

市内外（全国・海外を含む）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：各種セミナーや講座への参加、市民講師としてのプログラムへの参画

行政：みなまた環境大学実行委員会による市内外向けセミナーの開催、市民向け講座の実施、視察研修の実施受入れ等、環境学習プログラムの充実

■事業の目標設定

みなまた環境大学セミナーや環境モデル都市市民講座、視察研修の実施受入れ等、年間を通じて市内外の参加者の多様なニーズに応えたプログラムを準備・開催し、参加受講者数を増やしていく。

■主な事業

- ・みなまた環境大学セミナーの実施
- ・環境モデル都市市民講座の実施
- ・視察研修の実施受入れ



みなまた環境大学（入門編）

*水俣市内全域をフィールドとしたキャンパスのない大学をコンセプトとし、参加者は、水俣病の教訓や環境モデル都市づくりを学ぶ。

(3) 高等教育・研究活動拠点施設の整備 **重点事業**

■目的

水俣病の経験を教訓にして取り組んできた水俣市のまちづくりは、様々な研究者等により多く研究されている。これまで蓄積された様々な経験や取り組み、得られた知識や知恵を体系化・普遍化し、国内外に発信、提示することは、持続可能な社会構築に向けた課題解決策として役立てることができる。

また、水俣市が持つネットワークなどを活かし、更に発展させることで地域の環境価値の向上を通じた地域経済・産業基盤の強化を図るため、水俣の地域資源と外部からの資源（知見、技術等）を結びつけ、様々な連携を促し、まちづくりや産業技術の研究・開発及び持続可能な社会構築に資する人材育成等へつなげていくために、高等教育・研究活動の拠点となる施設整備等を行う。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
集中講義等の受入	実績なし	3件
拠点施設の整備、運営	実績なし	1件

■現状と課題

水俣市はその歴史的背景から、国際的な知名度があり、また多くの研究者が訪れている。

しかしながら、その研究成果やこれまで蓄積された資料等については体系的にまとめられておらず、また、現在行われている研究に対する支援についても、研究者等がそれぞれに持つネットワークに頼らざるを得ない現状がある。

これらを有機的に連携させ、かつ、得られた知識を体系化し、普遍化し、水俣市が持つポテンシャルを活かしてさらに発信していくことで、水俣における研究や連携を促進させ、地域振興に結びつける必要がある。

■対象

市内外（海外を含む）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：集中講義のほか教育・研究活動への協力（市民講師等）

事業者等各種団体：集中講義のほか研究活動への協力（市民講師等）、連携協議会（仮）への参加

行政：拠点施設の整備、運営。集中講義等コーディネート

■事業の目標設定

活動拠点となる施設整備と受入体制の整備を行い、大学院、研究室等の誘致及び集中講義、ゼミ等の受け入れを行う。

また、拠点施設を中心に大学等と市内の事業所等の地域振興等に資する連携を促進する。

■主な事業

- ・拠点施設及び運営体制の整備
- ・集中講義等教育・研究活動の受入
- ・産学官連携体制の整備と運営



大学の夏期講座



.